

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和5年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく受給資格者の管理、支給額の決定及び支払、認定請求の処理、現況届の処理、その他の届出等に係る事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で照会する。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者台帳情報ファイル 2. 扶養者情報ファイル 3. 支払情報ファイル 4. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 第56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課 こども給付班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点日	平成27年4月1日時点	平成29年2月15日時点	事後	
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点日	平成27年4月1日時点	平成29年2月15日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛 名システム 3. 中間サーバー	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛 名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間 サーバーシステム	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 1 番号法 ・第19条第7号 別表第二の13、16、26、3 0、47、64、65、87、116の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条、第19条、第35条、第36条、第44 条 <情報照会の根拠> 1 番号法 ・第19条第7号 別表第二の57の項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 ・第31条	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月15日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月15日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	－	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	－	課長 (様式改定により修正)	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部	市民子育て部	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 電話番号	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合わせ	福祉部 0438(62)3272	市民子育て部 0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和4年10月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第37項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号) 第29条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第37項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年内閣府・総務省令第5号) 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第9条	事前	
令和4年10月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年10月1日	事前	
令和4年10月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年10月1日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	I 関連情報 1. ②事務の概要	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく受給資格者の管理、支給額の決定及び支払、認定請求の処理、現況届の処理、その他の届出等に係る事務	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく受給資格者の管理、支給額の決定及び支払、認定請求の処理、現況届の処理、その他の届出等に係る事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。	事前	
令和5年1月20日	I 関連情報 1. ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	事前	
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		(追加) 「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」で照会する。	事後	
令和5年4月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. サービス検索・電子申請機能 ※申請管理システムを含む	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	
令和6年5月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	袖ケ浦市 市民子育て部 子育て支援課 こども家庭班 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)2111	袖ケ浦市 市民子育て部 子育て支援課 こども給付班 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)2111	事前	
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第37項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表 第56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二	番号法第19条、第22条	事前	
令和6年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表 第56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表 第56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	